

議 事 録

件 名	第 1 8 回（仮称）登別市景観・緑化条例検討市民会議
日 時	平成 2 5 年 1 月 2 2 日（火）午後 6 時 3 0 分から
場 所	登別市民会館 2 階 小会議室
会議内容 (質問等)	<p>○会長挨拶</p> <p>会 長： 皆さんお晩でございます。それでは第 1 8 回（仮称）登別市景観・緑化条例検討市民会議を開催したいと思います。本年もどうぞよろしくお願いいたします。大変難儀している検討委員会であるという事で、市長さんが叱咤激励といひますか激を飛ばしに来て頂いておりますので、まずはご挨拶を頂きます。</p> <p>市 長： 挨拶。</p> <p>会 長： ありがとうございます。</p> <p>○資料の説明と質疑応答</p> <p>会 長： 何度も言っていますけれど、本当に思い入れのある条例だというように思っております。ちょっと言い足りなかったのですが、この条例によってまちづくりが進むと、市民皆さんの景観や緑化に対する意識が高まるものだと思っておりますし、間違いなくそのような条例になると思っております。もう何ヶ月かで多分まとめられると、出来れば年度内に市長に渡したいなと思っておりますので、よろしくお願いいたします。それでは始めたいと思います。皆さんに送られている文書は、今まで議論した中で、このようにした方が良いのではないかという意見を事務局にまとめて頂き、さらにもう一度リーダー会議で議論させて頂いたものです。その中でまた皆さんにも議論して頂きたい部分も多々あるので、一つずつ聞いていきたいと思ひます。昨年になりますけど前回の会議で在来種外来種という問題に触れましたが、多分この部分は登別市らしい条例というか特徴のあるものになると思ひます。条文化するのが中々難しいというようない意見を色々頂いているのですけれども、全体をちょっと見回した中で、何処かに収まって行く部分があると思ひますので、これからの議論の中で、どんな表現で、どこの場所に収めるのかといった事を、皆さんからご意見を頂きたいと思ひています。まずは事務局より在来種外来種の定義みたいなものが分かれば説明願ひます。</p> <p>事 務 局： 在来種と外来種の定義とか意味、それをまとめてみました。在来種はその土地に従来生息している固有の動物、植物の種。外来種、帰化植物の対語として用いられています。定義付けなのですが、一応ここに書いてあるとおり、在来種の定義は在来と定義する地域の範囲、例えばこれは国や自治区など特定の行政界となりますが、そういう範囲や、時間的範囲、例えば史前や第二次世界大戦以降といったことです。このような設定が一様には出来ない為、対象となる</p>

<p>会議内容 (質問等)</p>	<p>外来種が定義付けされると、初めてその反対というような意味で在来種と定義付けされる事が多いのです。それで日本では特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律があるのですが、この中で明治時代以降に移入した外来生物を対象としており、一般に在来種は江戸時代以前に存在した動物や植物が対象となっております。人間の移動能力が進歩して地域間の交流が激しくなる事で、外来種が多く生まれるようになった。それ以前にはその地域は在来種が占めていた事になるという事で、在来種と外来種の分けがなされているみたいです。次のページに移ります。外来種は、他地域から人為的に持ち込まれた生物の事で、生態系や経済にも重大な影響を与える事があり、環境問題の一つとして今は取り扱われております。類義語に移入種、帰化種、侵入種、外来生物などがあります。現在、日本に定着している外来種は2000種を超えと言われていて、その内4分の3は植物が占めています。外来種の中でも移動先等で分布拡大した時に、在来種の絶滅につながる恐れがあるなど、とりわけ生態系や人間の生活に大きな影響を及ぼすようなものを、特に侵略的外来種または侵入種と呼んでいる事が多いみたいです。外来種というのは、その言葉の語感から外国から持ち込まれたというイメージが強いのですが、本来は外国に限定して適用されている概念ではなくて、国外なのか、同一国内の他地域であるかによって、国外外来種と国内外来種という形で区別される事が多いようです。最後になるのですが、特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律というのは、主に外来生物法と訳されている事が多いです。資料の後ろから2枚目に、この法律で指定されている12種類の植物を抜粋して付けております。この12種類は、例えば外国から輸入とかをしたりする時には特に規制が掛かっている生物で、これに違反すると結構な罰則が発生する可能性があるという事が法律に謳われております。その他にも一枚資料を付けておりますが、84種類の要注意外来生物というのがあり、これは先程の特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律の中に謳われているものではないのですが、ひょっとしたら他の植物などに悪い影響が出てしまう可能性があるという事で、扱いには注意して下さいというのがあります。簡単だったので、以上で説明を終わります。</p> <p>会 長： 在来種外来種の定義は、いつを境目にするのかという話がありましたが、この法律では明治が境目になっているようです。</p> <p>事 務 局： 一応、市史とか町史を調べてみたのですが、古くても大正までの事しか記述されておりませんので、登別の在来種というのを特定するのは難しいと思います。</p> <p>会 長： 前回、在来種外来種という事で色々な意見を頂いたため、今、事務局より法律等の説明をして頂きました。前回の会議で色々な意見を頂いた中で、最終的にはこの条例の文章のどこかで全体を網羅する形にしてはどうか、どのように在来種外来種を表現するのが良いのかといったようなお話もいくつか頂いておりました。今回、事務局の方で一生懸命時間を費やして頂き、一応このようにまとめて頂きましたので、これを皆さんで見て頂き、意見があればその中に入れて行きたいと思っています。</p>
-----------------------	---

<p>会議内容 (質問等)</p>	<p>事務局：今回、調べる上で、北海道の担当の方にも色々と聞いてみました。この会議の中でもH委員がそのような事をおっしゃっていたのですが、例えば外来種といっても全てが悪さをする訳ではないとか、全てを排除するのではなくて、今の生態系の中で機能しているような外来種もあるので、その外来種の取扱いは難しいとか、大変だというお話は担当の方からも聞きましたので、お伝えしておきたいと思います。</p> <p>会長：そんな事も加味しながら条例の中の適切な所に適切な文章で入れて行ければと思います。前段でも言いましたけれども、市民に活用してもらえるような条例にすることを考えた場合、分かりやすくするだとか、条例は堅くなりがちになるので語尾の表現を柔らかくするだとか色々なご意見も頂きました。そのようなことも含めてご意見を頂けたらと思います。</p> <p>E委員：この会議に初回から居た訳ではないので良く分かりませんが、言葉の重さとか、くどく表現されているようなところ、同じような表現が重なって丁寧に言っている部分が多いという印象を受けています。ただそれは会議の中で皆さんのご意見がそこにすごく集中して大事な事だから入れて欲しいという要望になって入っているとすると、そう簡単には言葉を減らすという事にはならないのかなというように思っています。例えば基本理念に、在来の植物を将来に渡って残して行くとありますが、そこがもし全体の共通認識で盛り込むという事になっていたとすれば、在来種という事がやはりある程度明確になっていないと後々になって違和感を覚えるかなと、ここでいう在来の植物といっても、外来種が繁栄するとか広がって良い景観を作って行く場合もない訳ではなく、今のご説明のように、古くから在来種と外来種の区別があったとして、何となく在来種だという事であっても、それは元々外来種がこういう景観になっているという事もあり得るので、難しい問題なのではないかと、今お話を聞いていて思いました。今ある在来の植物は残して行くという共通認識の上に立っていたとすればこのままでしょうが、例えば詳しく説明したかった部分を除けば、在来種の植生を維持するよう配慮するという曖昧な範囲では、市民の理解を得られるような表現にまとまっています。他の場面も割とそういうように丁寧にいっていて、すごくこう限定的にしっかりやりましょうという表現になっているので、再度一つずつ条文を見直して削ったりするという事はすごく難しい事のように思っています。</p> <p>会長：色々と議論頂き、大切だという事でこのような文章になったかも知れませんが、ただ全体的なバランスを考えると、どうなのかなという部分もきっとあると思います。</p> <p>E委員：違和感を覚えた部分をお互いに出したり、言葉が決定していないような部分、例えば基本理念の第5項に括弧書きで書かれています、掘り起こしなのかその価値に目覚めという言葉なのか、そのような問題を皆さんの中で選んで決めて行けば良いと思います。あとは意味が通らないとか、誤解を生んだり、くどすぎたり、説明が足りないというような部分があれば、皆さんで調整すれば良いのではないかとこのように思っています。</p>
-----------------------	--

<p>会議内容 (質問等)</p>	<p>会 長： まず赤字の部分について皆様に聞いて頂きまして、後は全体の中で違和感がある部分がありましたら、ご意見を頂くという事にしましょうか。よろしいでしょうか。まずは最初の部分ですね。前文があって、総則・目的・定義・基本理念、ここまで、先程5ページ目の基本理念の中の第5項の価値への目覚めという文章が良いという事でお話を頂いたのですが、文章的な繋がりを考えたら入りきらなくてこういう括弧書になっているのではないかと思うのですが、ちょっと見てみましょうか。こちらの方でまとめた部分では、良好な景観と豊かなみどりは、先人たちが遺した大切な財産であることから、その掘り起こしを行い、(その価値に目覚め、)次代へ引き継がなければなりません、となっています。</p> <p>F 委員： 「価値への目覚め」とは、具体的にどういう事でしょうか。</p> <p>E 委員： 価値が目覚めるのかなという、引っかけりという違和感を覚えるのですが、それがこの会議の中で市民に気持ちを伝える分かり易い表現だという事で選ばれたのであれば、先程からの話題のように親しみを込めて通すべきだと思います。一般的に言えば、価値を認識するとか、そのような事かと思います。価値が目覚めるのかと言われれば、何か引かかるのですけれども、先程も言ったようにここで大事に拾われていった言葉だとしたら、一般的には違う気もしますが、駄目だという事にはならないと思います。</p> <p>D 委員： その部分については私も感じたのですが、今、E委員が言われたように、財産であるという事から言えば、それらの価値を認識し、次代へ引き継がなければなりません、とかそういう言葉で通じるような気がしてきました。私は価値を確認しそれらを次代に引き継ぐ、というふうにしたらどうかと思ったのですが、今E委員が言われた、認識という言葉は非常に良いような気がしています。このとこの括弧書きは皆さんで考えて下さい、という意味だったと思いますので、「掘り起こし」という言葉は抜くのが良いと思います。E委員そうですね。</p> <p>E 委員： 「掘り起こし」という言葉で良いのかどうかは議論されたと思うので、逆にそういうのを拾って行かないと市民条例にならないだろうなと思います。</p> <p>D 委員： そうですね、掘り起こす事も大事だけれども、価値を認識しそれを次代の子どもへ継承して行く事の方がもっと大事ですね。</p> <p>E 委員： 整理すると段々一般的な表現になって行き、つまらないものとなるような気がします。</p> <p>会 長： この中では、「掘り起こし」という部分と、何回も言いますが「価値への目覚め」という響きが良いという事でご意見を頂いていました。</p> <p>E 委員： もしこれらの言葉を重ねて使用するならば、「価値に目覚め、掘り起こしを行う」という順番になるかと思います。</p>
-----------------------	--

<p>会議内容 (質問等)</p>	<p>会 長： 「価値に目覚め」が最初に来て、順番が入れ替わる事になるのですね。</p> <p>E 委員： 良く分かりません。色々議論していた結果として、「目覚める」という議論だったのかもしれませんが。</p> <p>会 長： この部分の詳しい資料はあるでしょうか。</p> <p>事務局： 元々は「価値に目覚め」という言葉は条文にありませんでした。ただ、委員の中から「価値への目覚め」という言葉が素晴らしく響きの良い言葉だから、どこかに入れられないだろうかというご意見は頂いていたと思います。ですから最初から入っていたものではないという事です。</p> <p>会 長： 何か他の言葉に替わって入ったのでしょうか。</p> <p>事務局： 元々は市民自治推進委員会から提言のあった、自然遺産（案）に入っていた文言です。</p> <p>D 委員： 元々は、人々の遺産を発掘・伝承するよう守り育てなければならない、というのが議事録に残っていますね。色々と検討してそういう文言になったのだから、一概にどうこう言えないですね。</p> <p>会 長： 自然遺産（案）の中に「価値への目覚め」という文面で載っているということですが、この資料はどこにあるでしょうか。</p> <p>事務局： 第1回目の会議で配布した資料に市民自治推進委員会が策定した条例案を付けておりますが、その後ろにあります。15ページ目です。</p> <p>会 長： 皆さん、一番初めにお配りした資料は今日お持ちでしょうか。この中の15ページ目の登別自然遺産（案）の目的の部分の第2項にありますね。「現在存在する優れた自然の掘り起こしと、価値への目覚め。」と表記されております。</p> <p>F 委員： 強調するために今一度聞きたいのですけれども、文法的には問題ないのでしょうか。</p> <p>D 委員： 箇条書きにしているので、何となくわかるのですが、一連の文言とすれば多少違和感を覚えます。これは箇条書きですよね。箇条書きであればそんなに感じないですけど。</p> <p>会 長： 順番的に言えば価値に目覚めて、それを掘り起こそう、ということになるのでしょうか。なぜ掘り起こすかと言うと、掘り起こしたから価値に目覚めたのではなくて、大切だと思ったから掘り起こしたのですよね。やっているうちに目覚めたのではなくて、目覚めたので掘り起こしましょうか、ということでしょうかね。その価値に目覚め、その掘り起こしを行い、次代に引き継がなければなりません、という事で落ち着きますか。強調するためにこういうふうになったので</p>
-----------------------	--

<p>会議内容 (質問等)</p>	<p>はなくて、たまたまこの文章が元々「価値への目覚め」という言葉だったのを、「価値に目覚め」と直して、それを前の方に持ってきた結果として、このような文章になったという事です。これを一つ一つやるのは大変な作業なのですが、こういうふうに直してみましたので、これでどうでしょうか、という事です。</p> <p>そのような事でよろしいでしょうか。良好な景観と豊かなみどりは、先人たちが遺した大切な財産であることから、その価値に目覚め、その掘り起こしを行い、次代へ引き継がなければなりません。そのような事で皆さんご納得頂いたという事でよろしいでしょうか。それでは、続いて第6項に進みます。良好な景観と豊かなみどりは、多様な生物が生息する自然環境によってもたらされることから、この自然環境を損なわないよう守り育てなければなりませんとあります。</p> <p>E 委員： 在来の植物の事が第7項に入ってくるのですが、その他に在来種に関わるような文言はなかったように思うのですが。</p> <p>会 長： 第7項も併せて考えてみましょう。まずは読んで行きます。みどりの保全と育成は、在来の植物を将来にわたって遺していくため、その植生を維持するように配慮して行わなければなりませんとあります。</p> <p>E 委員： ここで在来種という限定が強すぎると、もしかしたら外来種かもしれない美しい景観の事にも影響するかも知れないので、在来の植物というアバウトに感じていたほうが、今ある在来と思われる、先程詳しく説明して頂いた事とは多少違うのですが、そういう捉え方でないと難しくなりすぎるのかなという感じがします。</p> <p>会 長： この「在来種」という言葉の捉え方について、皆様どうでしょうか。</p> <p>G 委員： よろしいでしょうか。この第7項は今回初めて皆さんの目に止まったと思います。これまで基本理念は第6項までしかありませんでしたよね。基本理念の第6項を私が私案として作った時には、多様な生物が生息する、という表現がありますように、生物の多様性をある程度意識しました。外来種の問題はこの生物多様性に含まれていますので、私自身はこの第6項の理念がある限り、理念の中には在来とか外来というのは必要ないかなというように思っています。この第7項は、以前条文の方に、緑化を行う場合には生物多様性に配慮して行う、という条文でしたので、そういうのに変わるものとして条文ではなくて基本理念の方に、入れたらどうかという事で、この第7項が今回初めて入っているのです。ですからこの第7項については今まで議論された事はないです。</p> <p>会 長： どこに盛り込みましょうかというお話の中で、全体に係る事であるから、理念の中に入れてはどうかという事になり、このような表現となりました。</p> <p>D 委員： E委員が先程言われたように、「在来種」という言葉があまり出てこない、</p>
-----------------------	--

<p>会議内容 (質問等)</p>	<p>確かに文言としてはこの部分にしか出てきませんが、第20条（行為等の届出）の中で木竹等の話し合いをした時に、第2号の植物の採取、伐採又は植栽、という事をお話した時に、在来種を保護するとかそういうようなお話に及んでいたような気がするのです。ですから、この「在来種」という文言はここでも出てこないけれども、この行為等の届出の部分、これは市長に届け出る事になっていると思いますけど、この時の内容として、この自然遺産区域内はこうだからという縛りになるような気がするのです。「在来種」云々という言葉が、植物の採取、伐採又は植栽、という言葉の陰に隠れているような気がします。ですから、許可する時にこの地域には、仮に分かっているものがあれば、こういう貴重な植物が生息しているので、気をつけて下さい、という事になると思うのです。だから、「在来種」をアバウトにしておく方が良いのかもしれないと思います。</p> <p>E 委員： これまでのお話を聞いていると限定するのは難しいので、逆に「外来種」でも在来的な立場にあるというか、そういうものもあるという事を聞いてしまったので、一概に「在来種」だから良いだとか、「外来種」だから悪い、という表現は出来ないだろうと思います。</p> <p>会 長： この第7項の表現という部分に関しては、このままの方が問題ないという事でしょうか。</p> <p>E 委員： よろしいのではないのでしょうか。</p> <p>D 委員： 私もそう思いました。これは、以前出ていない項目でしたけど、それだけにちょっと吟味してみましたけど、これで良いと思います。</p> <p>H 委員： ここに書かれている「在来」と「在来種」は当然違うのですが、普通はこういう事は定義付けをしますが、「在来」というのが何を指しているのか、という事は大丈夫でしょうかね。</p> <p>会 長： 言葉の定義という事ですね。</p> <p>H 委員： 「在来種」とすべきだったのを敢えて「在来」としたのか、これは何か意図があったのでしょうか。この条例というのは、登別市の範囲での条例ですけども、登別市も狭いようで広いというか、地域的にも色々な特性を持っていて、海辺とか里とか山とか、色々別れていると思います。海辺の植物とか、山の植物とか、海の鳥とか、山の鳥とか、そういうような分け方をしているものもあると思います。例えば、植栽をする時、海辺に生息する植物を山の方に持って来ると判断も、多分実際問題として起こり得ると思います。例えば、外国のものは駄目だよ、と簡単に片づけられるなら良いけれども、登別市にあるものだから構わないでしょう、というお話にならない為に、先程事務局から説明のあった地域区分、単純に海辺と里と山というふうにした時に、海辺の植物を里や山に持って行くのを整理するのも、先程の第20条とも絡む部分であり、そこら辺の事が基本理念に謳われていないといけないと思いました。G委員、</p>
-----------------------	--

<p>会議内容 (質問等)</p>	<p>敢えて「在来」という言葉を使われたのでしょうか。</p> <p>G 委員： 私は、第7項は必要ないと思っています。第6項にすべて含まれている、というのが私の意見です。在来種・外来種の問題を理念として残すのか、或いは条文の中に入れるのか、という問題が一つありますし、それから外来種をどこまで容認するのか、何故その外来種が悪いのか、良い外来種もあるのではないのか、というような議論がこれまであまりされておりませんので、それでその条文をどのように持って行ったら良いのか、私も含め皆さんあまりわからないと思っています。一つの例ですけれども、条文の中に入れてあるみどりの条例もいくつかあるようですね。全部探したわけではないですけども、私が見つけた中には某市のみどりの環づくり基本条例、というのがあります。これには、在来種による緑化という事で、「市及び市民等は緑化にあたってはできる限り、市の木・市の花等の在来種を選定するものとする。」、という条文があります。更に、「市及び市民等は緑化にあたっては、貴重種の保存に努めるとともに、生態系に影響を及ぼさないよう配慮するものとする。」、という条文もあります。その他に、某市の方でも500㎡以上の敷地の開発に関しては緑化率というのを定めて、その中で緑化を義務付けているのですが、これにも郷土樹種という事で、郷土の木の中から選びなさい、となっており規則の中で郷土樹種というものをリストアップして、そこから選ぶというようになっています。ですから、条文の中で謳っているところがいくつかある、という事です。我々はそれをどうするかという事で、まだ外来種・在来種についての議論が足りていないという気がしています。</p> <p>H 委員： ただ登別市の場合、登別市の木はプラタナスであるという事で、これは明らかに外来種です。ここが難しいところですね。曖昧にしておいた方が良いものもあるし、でも実際将来的な事を考えた時、この条文に基づいて緑化とか景観とかを築いていくと思うのですよ。我々の時代ではないでしょうけど。その時にこういうことが議論されると思うので、はっきりさせておいた方が良いものははっきりさせておくべきかと思えます。堅くするという事ではなくて。ただ、駄目なものは駄目、良いものは良い、という決め方は結構正しいのだと思えます。曖昧にしておいた方が都合良いというのは、今の考えであり、将来的に解決しましょう、となると、ずっとそこのおかしくなっていくので、はっきりさせるところははっきりさせておいた方が良いと思えます。G委員が言われたように、第6項に全て網羅されているので、敢えて「在来」とか「外来」という言葉を使う必要がないのであれば、第7項は必要ないという考え方も、ある意味正しいと思えます。登別市の木が外国の木ですから、その辺の根本的なところからあわないかな、という気がしないでもないです。その辺を市民の皆さんに理解してもらう事も当然必要だと思います。だからこの理念という項目は結構難しいと思えます。この理念の第6項・第7項を細かく分けているのが各条文の中ですから、この理念さえ理解出来れば良いかと思えます。ですから、この理念さえしっかりさせておくのはすごく大切な事ですね。ここを曖昧にする事はいけない事だと思います。ここをきちんとすれば、当然条文もきちんとしますし、条例というものはそもそも堅いもので、市長は先程やさしくするようにとお話していましたが、そうはなかなか行かないですし、今のメン</p>
-----------------------	--

<p>会議内容 (質問等)</p>	<p>バーだけで実行するのであれば良いのですが、市民の皆さんがやる事ですから、多分相当疑問は出て来るはずですので、それを少しでも減らせられれば、よりたくさんの方が実行出来るようになると思います。G委員が言うように、まちの木であるプラタナスをたくさん植えて行く、という事は条文に当てはまらないから、中々難しいところもあると思います。</p> <p>会 長： 今のご意見は、理念という部分をもっと大切にという事ですね。</p> <p>G 委員： 在来種を使うというのは、緑化において在来種を使うだろうと思うのですよね。緑化についてある程度我々の中で一つの大きい方向性というルールというか、そんなものが必要かなという気はしているのですよね。行政にしても民間にしても、色々な目的を持って緑化を行うのですが、我々は緑化と聞いただけで無条件に良い事だと思うのですが、色々な目的の中で、例えば防災目的だったり、或いは都市の気候緩和だったり、或いは憩いの場づくりだったり、例えば記念植樹のように何かを記念するものだったり、その目的を達成するという意味ではそれぞれ有効な方法だと思いますけど、違う視点で見ると、その植樹はちょっとどうなのかとか、もうちょっと種類を選んで欲しいとか、或いは種類でなくて色々植えて欲しいとか、そういう視点もあるのだらうと思うのですね。目的を持ってそれを達成するという事と同時に、違う視点から見ても容認出来るというか良いですねと思える、そういうやり方があるのではないかなと思います。緑化は無条件で良い事だと思うのですが、本当に緑化というのは常に善なのか、という問題提起もしてみたいと思ったところです。</p> <p>会 長： 在来・外来の問題ではありますが、外来でも使用されているといった部分もあるので、条例の中に盛り込んで行くとしたら、この第6項・第7項になるのかなと思います。問題は第6項で全て網羅出来るかという事です。</p> <p>G 委員： 私の意識の中では、生物多様性という事を意識しながら書いた文章です。生物多様性という価値の中にある色々な問題を、ある一定の方向性に持っていくといったルールがありますので、第7項のように具体的に書かなくても良いのではないかと思います。第6項で十分に足りているように思います。外来種の問題は生物多様性を脅かす大きな要因としてクローズアップされているのですよね。だから生物多様性を維持して行く・守って行く、という立場に立てば外来種についてのそれなりの対処というのが出て来るはずなのです。それが第6項だと私は思って書いたのです。</p> <p>H 委員： G委員の言われた事は全て当然の事だと思います。多様性の豊かな森というのは現在あるのです。これが我々の貴重な自然環境を守っているものだから、と書いてあるわけで、そこに外来種と言われるような他の植物が入って来る事は、当然生態系を壊すわけだから、それに盛り込まれていますよと言えば、第7項は重複するという意味では納得出来ます。だから敢えてここに第7項を入れなくても良いという案と、このまま第7項を入れるという案と2つあるという事です。そこの検討だけで大丈夫でしょうか。どうしますか、第7項を入れるかどうかという話し合いをすれば良いという事ですか。文言の意味はこれまで</p>
-----------------------	---

<p>会議内容 (質問等)</p>	<p>に充分やってきているので、今更あれがどうしたこうしたというお話にはならないと思います。</p> <p>G 委員 登別らしい特色を出す意味で、外来種について言及するという事であれば、「外来種」という言葉を使うのか、もし使うのであれば理念に使うのか条文に使うのか、といった事もあるのではないかと思います。</p> <p>H 委員： ここに書かれていない事は、上位の法令、例えば北海道の何々条例によると書くと思うのだけれども、それを書けば、例えば今言われた外来種の事は全部整理出来ると思います。ただ、登別に特殊なものがあれば別だけど、なければ北海道或いは日本で整理出来ると思います。そちらの条文に従うとか、そちらの条文を参考にするという事で良いと思います。だから条文にそういう事を盛り込めば、理念の中に入ってくると思います。</p> <p>I 委員： リーダー会議でまとめた原案は、先程H委員が言われたように第6項だけで網羅されていますけど、わざと強調する意味合いで第7項を入れた方が良いのか、というお話だと思うのです。だから、第7項がなくても趣旨は十分に伝わりますけど、ただ第7項に同じような事を入れる事でより強調されるだろう、という事ですね。要するに、せっかく保全されている生態系を「外来種」と言われる生態系を脅かす植物によって壊れる事のないように、という事を強調するために第7項をいれた方が良いというお話がリーダー会議であり、そのこの結論が出なかったのも、皆さんで判断して頂きましょうという事だったと思うのです。だから、内容的には第6項までで充分だったのです。ただ意図的に繰り返して強調するのが良いのか、それを皆さんにご判断頂きましょうという事です。</p> <p>H 委員： そういう趣旨であれば、私は第6項までで良いと思います。重複して強調するという事であれば、第7項はなくて構わないと思います。他の方は多分色々意見があると思いますが。</p> <p>E 委員： ここで「在来」という言葉がなくなったとすれば、他に出て来る部分はないですね。「在来種」というものが限定出来ない以上、入れるのが難しいだろうなという思いは強いんですけど、私が一番初めに参加した時の会議が、そういう認識をしっかり持った上での「みどりの保全・育成」というフレーズがすごく印象が強かったので、前文でもどこでも良いのですが、やはり何かこういう形が文章に残っていないとこだわりがなくなるかな、という気がします。</p> <p>F 委員： 理念はやはり簡潔にした方が良いと思いますね。これが必要だったら別のところで付け加えたら良いと思いますね。第7項が必要であれば、例えば先程お話のあった第20条でも良いし、とにかくどこか別なところに入れた方が良いと思います。</p> <p>H 委員： より具体的に、という事になれば、入れるとしたら、第20条しかないでしょうか。G委員にお伺いしたのですが、ブルーリストと今日お配り頂いた条文はどのような関連性と言いますか、何かこれに影響を受けているのでしょうか。</p>
-----------------------	---

<p>会議内容 (質問等)</p>	<p>か。</p> <p>G 委員： そうですね、ブルーリストは北海道が独自に作ったリストですよね。これは、絶滅危惧種はレッドリストという名前が付いていますけど、それに対して外来種はブルーリストという名前が付いています。これは一つのヒットかなと思います。どこでもやっているのですけども、要するに外来種でも色々あり、それは影響の大きいものから少ないものまで様々で、それを全て一緒くたにして排除するとかという事ではなくて、ある程度生態系に与える影響の度合いについてランク付けをしながら、影響の大きいものについては対処して行こう、という事なのですね。北海道の方もブルーリストを作って、それで影響についてランク付けをしながら、それを今後の対処の仕方に生かそう、という事だろうと思います。基本は影響の大小によってランク付けをしながら、対処して行く事になるだろうと思います。在来種・外来種問題と一般に言われているのは、要するに生態系とか或いは我々の生活・農業等の産業みたいなものに著しく影響を与えるもの、それらについての問題なのですよ。だから全般的に、影響のないもの・少ないものも含めて、全部外来種問題だという事ではないと思います。</p> <p>H 委員： 先程説明された、種の変更が実際どの程度行われているか私は分かりませんが、ブルーリストは何年かに一度やられておりますよね。5年とか6年或いは7年に一度改定しているのだけど、例えば第20条のどこかに、在来種・外来種の関係はこの条文によります、と仮にそうなった時に、これをずっと変更しないのであればあまり意味がないので、今言われたとおり6年か7年に変更し、影響の大きいものと少ないもの、要するに生態系に大きなインパクトを与えるものとそうでないものというような分け方や順位を付ける、そういうものがかなり具体的だと思うのです。その辺のところについて、先程参考資料として出された条文による、という書き方をした方が良いのか、この条例独自の文言表現をした方が良いのか、そうするとここに書かれているように、何が良くて何が駄目で、多分将来的にそういう議論になると思います。同じ外来種なのに何故これが良くて、これが駄目なのか、という事になると思います。そうすると、表の中でこれは良い、これは駄目、という分け方をしなければならなくなるかもしれないので、何かの法令を参考にし、その中で検討します、という方が良いと思います。在来種・外来種の問題・理念を出来るだけ皆さんに忘れてほしくない、という観点で言うと在来種と外来種の関係については法令によるとか参考にすると書くと在来と外来の名称は出て来る、という事ですね。</p> <p>会 長： そういう形で皆さんの思いを条文の中に入れようという事ですね。</p> <p>G 委員： もし条文に入れるとすれば、私は第6条・第7条辺りの責務の中で他市のような郷土種という表現で、緑化をする時にはそういったものを使うというような表現になるかなとは思っているのですけども。ただ、先程も言いましたように某市の場合は規則の中で郷土種のリストを発表していますし、市ではありませんけど、某県も在来植物による緑化を推進していきまして、これは緑化木選定基準というのをやって、リストを発表し、その中から選りなさいという事なのです。</p>
-----------------------	--

<p>会議内容 (質問等)</p>	<p>もし条文でそういったものを作るのであれば、どうしてもこの中から選びなさい、というようなものは必要になってくるのではないかと思います。</p> <p>H 委員： 全く別件だけど、第7条と第6条は逆ではないですか。</p> <p>事務局： こちらのまちがいです。申し訳ありません。</p> <p>H 委員： 今言われたように、リストを作って載せると、そこできちんとはめられる、という事と、ある意味やりやすい側面もあるし、何故これが駄目なのかというお話になった時には、それこそアバウトにこの条文の中で外来種は使わないようにしましょう、というようにして、そこでどうするかすると検討する方が幅を広くすると思います。リストを作ったらそれで決められてしまうので、どっちが良いかは別にして、そういう事は考えなければなりませんね。一番問題が起こらないのは、多分全部作ってしまって、それで決まっているから、と言った方が良いでしょうけど、だから解釈の部分というか、こういうような考え方ですよというものを、条例ではなくて別なところで、参考資料みたいなものがあるとか、というやり方でも良いかもしれませんね。ただ、登別市ではこのような木による緑化を推進しています、というような説明書きのようなものがあれば良いと思います。結局はそれによるという事になるのですが、少しはやわらかくなると思います。</p> <p>会 長： 皆さんに意識してもらう部分と幅をもって考えてもらう部分があり、それが理念の中では第6項になるという事ですね。</p> <p>H 委員： 街中で植樹する時に、とっても違和感がある木も植えられていた事があったのですが、でも見慣れればそれほど気にはなりませんね。この例でいいますと、私のところは鉾山の山の中だから、その辺に落ちた種から育ったものを掘り起こして改めて植え直しており違和感はないですが、街中はそういうようにはいけませんね。例えば、桜の木を植えるにしても原種を植えるのではなくて、サトザクラと言われる交雑種を植えるわけですから、例えばソメイヨシノ等ですけど、交雑種だからとかここにはないものだから、という事で駄目だとは言えないわけですよ。結局書くとするとサクラは良いということになるのかと思います。例えば、シダレザクラはどうなのとなった時に、それはちょっと問題があるのかなというお話になる可能性もあるわけです。それは実際問題として、かなり大きな度量の中でやるしかないと思います。街の中や大きな公園の緑化で、皆さんの心を癒すためのものであれば、特別生態系を脅かすものでなければ、そんなに問題はないと思います。その判定は役所が行う事になるのだらうと思います。その基準は多分あった方が良いでしょう。でも、きちんと決めない事も大事かと思っています。そこが曖昧なところで、ただリストはない方が良いでしょう。リストがあるとそこの中でどうしても収まってしまうので、条例より上位にある法令を参考にしながら検討します、程度の書き方の方が良いのかと思います。</p> <p>G 委員： 私は今回この案の中には記されているのですが、以前某市の例を皆さん出</p>
-----------------------	--

<p>会議内容 (質問等)</p>	<p>したと思うのですが、生物多様性に充分配慮しながら緑化を進めるという事なののですが、この内容は割と曖昧でそんなに限定的なものではないし、でも大切な生物多様性という言葉も入っておりますので、私は条文としては某市の条文は良い条文だと思っています。</p> <p>会 長： きっちりとは謳わないけれど、でも皆さんには在来種・外来種について考えてもらいたいという事ですね。</p> <p>I 委員： ただ、基本的に我々みたいな人は全く分からないのです。何かをしようとしても、これが生態系にとってやさしいのか悪影響なのかが全く分からないので、これに生態系にやさしい植栽のポイント集みたいなのが付随されて完成して来るのなら良いのですが、そういうものを一つの参考として市民の皆様には植栽を考えて頂きたい、というような情報を与えて頂かないと我々は全く分からないので、市民の皆様はそういう情報を与え、後は自分の判断で緑化をして行くという事で、そのきっかけとなる情報の資料は何らかの形で作る必要があるのかなという気はします。この中にこういうものは良い・悪い、という事を入れる必要はないと思います。</p> <p>G 委員： 条文の中ではこと細かに言えないですから、そういうものを作って、実際に運営する時にはそういうものを参考にしてもらおうという事ですね。</p> <p>会 長： 理念の中に入れるものは、今の議論で網羅されているので、後はそれを条文の中に入れるかどうかという事ですね。</p> <p>H 委員： 今論点となっているのは、在来・外来という言葉 皆さんにしっかりと分かってもらいたいというのがあるので、ここにそれを文言としてそれを表現したいという事ですから、それは私も良いと思うので、それをどこに入れるかという事ですね。まず一つは。理念の第7項について検討してくれという事であれば、第6項に網羅されているという趣旨であれば、第7項はなくても構わないように思います。第7項の在来種・外来種の文言表現をどこか別のところにした方が意識づけになるという、先程 I 委員が言われたようにそういう事を含めているのだ、重複させているのはそういう意味なのですよという事なので、そういう重要なポイントなのだという事であれば、その言葉をこの条文に入れて行くという事でこのところは解決するのではないかと思います。</p> <p>会 長： 在来種・外来種という部分の区別ははっきりした方が良いのか、その辺をぼかして皆さんに考えてもらう方が良いのかという事ですね。</p> <p>H 委員： それはちょっと別な視点ですけども、G 委員や私はこれに関わっているから、生物の多様性はイメージ出来るのですが、そうではない人も多数いますよという I 委員のお話ですので、そうであればやはり外来種・在来種という明確な言葉をどこかに入れた方が良い、という事で私もそれには賛成ですので、どこかの条文に言葉を入れておいた方が良いという事と、今、会長が言われたようにぼかす・ぼかさない、というのは別な論点だと思います。まずこの理念</p>
-----------------------	---

<p>会議内容 (質問等)</p>	<p>のところを解決しないと前に進まないで、まず言葉を入れるという約束をした中でこれを削りましょうという事で皆さんがよろしければ前に進めるのですよね。それでは第7項を削り、在来・外来という言葉をごく一部の条文に盛り込むという事で次に進みましょう。</p> <p>会 長： 第7項については、削除する事とし、在来・外来という言葉をごく一部の条文に入れていただくため、ご一部の条文に入れていただくという事で次に進みます。</p> <p>E 委員： 基本理念の第1項ですけど、「このまちに関わる人々」という表現があるのですが、「私たち市民にとって」とかという言葉では駄目だった理由があったのかどうかを教えてくださいませんか。それから、字の間違いで第3条が第3条となっています。すみません細かくて。</p> <p>会 長： 市民に限定してしまう、という事でこの言葉になったと思います。「市民」という言葉の定義の中で、色々な定義があつて、働きに来ている方とか、営業所の方とか、色々な言葉の中でこういう事になったという事です。</p> <p>E 委員： 第2条の定義のところ、「市民」の定義をしているので、「私たち市民にとって」という言葉でも良いのではないかと思います。</p> <p>G 委員： 風景とか或いは子供の頃体験した自然の中での遊びなどは、故郷を出て行った人たちにとっては故郷と自分を繋ぐ貴重な財産ですよね。やっぱりそういう方々も含んだものとなると、こういう表現が良いのかなと思います。</p> <p>E 委員： 分かりました。</p> <p>会 長： 第5項から第7項にかけて赤字になっているのはどういう事でしたでしょうか。</p> <p>G 委員： これは、この文章が文法的に正しいかどうか、という事です。</p> <p>H 委員： 市民と言ったらやはり市民なのですよね。納税者というか。今更言ってもしょうがないですけど、「市民」と「市民等」に分けるべきだったと思います。「市民等」という説明が必要ですね。「市民」はどこの市でも定義づけられて決まっているはずですので。この条文だけが、「市民」を特殊扱いする事になるのは困ると思います。他の条文も全部関わってくると思いますけど、「市民」又は「市民等」と書くべきところを、「市民」と書いて、「市民」の定義を後付の形でこういうふうにしてしまうと条文を全部変えなければならないという事です。私にしてみれば、市民というのは納税者ですね。在住者＝納税者という事です。他市からこちらに通勤している人はこちらに市民税を納めていないから、ある意味特殊な市民だと思います。ですから「市民等」という事になると思います。これは、他の条例でも同じような説明をしているのでしょうか。「市民」の定義とか、「市民」とは、といった説明をしているのでしょうか。しているとしたら、もちろん同じでなければならないですね。</p>
-----------------------	---

<p>会議内容 (質問等)</p>	<p>F 委員： 「市及び事業者」というのは、ちょっと「市」だと軽いのでは、と思いますから、「登別市」とか「行政機関」とかにした方が良いでしょう。そのままでも意味は通じますけども、何か言い方を変えてほしい気がします。また、第16条第4項の、「再任を禁止するものではありません」という表現ですが、「禁止」という言葉は何か硬いような気がしますので、「妨げない」というような表現の方が良いように思えるのですが。</p> <p>会 長： 7ページ目の第16条第4項のところはどうでしょうかという意見が出ました。「再任を禁止するものではありません」という表現を「再任を妨げない」というようにしたらどうでしょうかという事ですね。後者の方にすれば表現がやわらかくて良いのではないかとこの事です。それから、基本理念の第7項についてはどうでしょうか。第6条・第7条の両方に関わる事ですから、両方に載せるという事になるのでしょうか。そうすると2回出て来ることになりませんが。</p> <p>H 委員： 少なくとも第6条ではないですね。この部分は市の責務ですから。行為をするのは事業者ですから、第7条に入るのではないかと思います。事業者はそういう事にきちんと配慮して適正な植物を植えるようにし、事業を展開して下さい、というような表現になるかと思えます。後は、第20条でより具体的な表現をすることになるのかなと思えます。</p> <p>G 委員： まずはっきりさせなければならないのは、外来種を緑化に使うなという事でしょうか。</p> <p>H 委員： 切り口としては、外来種を使うのではなくて、同じ意味ですけど在来種を促進して行くという方が、裏を返すと他のものは駄目だよという事になるのではないかと思います。</p> <p>G 委員： 要するに緑化の場合についての事ですね。</p> <p>H 委員： 登別市の木がプラタナスですから、難しい問題ですね。街路樹に限定してあれば特に問題ないのですが、プラタナスを植えるのは基本的に街路樹程度しかないのですが、登別市の木として謳っているのも、外来種は駄目ですとは言えないだろうと思えます。</p> <p>G 委員： もし緑化の場合というように限定した場合に、市がやる緑化だけなのか、市民の緑化も含むのか、或いは事業者の緑化も含むのか、そこを整理してそれでやるとすれば、緑化についての方針という項目を設けて、登別の在来のものを使うようにする、というような表現になるかと思えます。まず、市だけなのか市民も含むのかという、この検討は必要だと思います。</p> <p>H 委員： この条例に適用するもの全てですから、市も市民も、要するにここに該当する人は全て含まれるという事です。いわゆる緑化という行為は基本的には山に補植をしようという事ではないのですよ。考えてみれば、緑化というイメージ</p>
-----------------------	---

<p>会議内容 (質問等)</p>	<p>は街の中・自分達の生活空間の中をもっと豊かにしたい、という考え方になるのではないかと思います。例えば、公園に植樹をすとか、になると似たような樹木が多くなるかと思ひます。あまり神経質にならなくても良いのかなという思ひはあります。我々が行っている山の中の植樹はどちらかと言へば啓蒙・啓発なので、例えば子供達が植えるという行為に関してやっているの、大きくなったらどうこうというお話はあまりしていません。街の中は景観を良くするという観点でやっていると思うのですよ。自然豊かな景観やみどりがほしいという事でやっていますから、あまり神経質にならなくても良いと思うのです。ですから、街の緑化にあたっての、という考え方で条文のどこかに入れるとか、先程どなたかが言われたように小冊子を作ってそれにそういう事を全て書いておくとか、というようにすれば良いかと思ひます。実際動かす時に、条例自体に不備が出て来ると思ひますけど、それを補足出来る拘束力のないものを参考資料みたいな形で、冊子を作っておけば良いと思ひます。</p> <p>会 長： 緑化に関してという事ですか。</p> <p>G 委員： 先程説明した某市の場合、「在来種による緑化等」という項目を設けています。</p> <p>H 委員： それが一番分かり易いですね。はっきりしていて良いですね。</p> <p>I 委員： 第14条の知識の普及等に関わる事ですね。市民や事業者に知識を普及して行く事の一環ですね。</p> <p>H 委員： やはりこれは行為であり、啓蒙とか学習ではありませんから、多分その辺の難しさはあるので、項目を別に一つ追加した方が良いのではないのでしょうか。出来るかどうかは分かりませんが、どこかの条文に項目を一つ増やして、そこにそういう内容を簡単に入れておいた方がすっきりするかもしれません。</p> <p>F 委員： 「第19条の保全・育成プランの策定等」に入れれば、しっくりくると思ひます。</p> <p>会 長： 「第19条保全・育成プランの策定等」ですね。何かする前には必ずプランを作りますから、その時に在来種・外来種を考へるという事ですね。</p> <p>H 委員： そうですね。それが良いかもしれません。</p> <p>会 長： 第19条に4つ目の項目を設け、プランを策定する時には在来種・外来種に配慮して行く、といった文言になるのでしょうかね。</p> <p>H 委員： それで良いかもしれませんね。計画ですから。</p> <p>会 長： 実行する前のプランの段階で配慮しなさい・考へなさい、という事ですね。</p>
-----------------------	---

<p>会議内容 (質問等)</p>	<p>G 委員： 第19条は景観・自然遺産の事ですけれど。</p> <p>H 委員： 条文を1条追加するのが一番簡単で、分かり易いですね。</p> <p>会 長： 先導的役割の時、そのようなお話が出ましたね。</p> <p>I 委員： 市民・事業者の責務の一つになりませんかね。</p> <p>H 委員： 責務としてしまうと、文章が堅くなってしまいますね。だから、「緑化の際の留意事項とか留意すべき事とか」というような書き方で、外来種・在来種を意識しプランを作る、そのような書き方をすれば、1行か2行ぐらいで出来るのではないのでしょうか。</p> <p>会 長： どこに入れるかも含めて、文章を考えなければなりませんね。</p> <p>事務局： どこに入れるかと言えば、第3章自体が良好な景観と豊かなみどりの保全・育成に関する事を述べているので、保全・育成に関するという事で言えば、ここに条文を足すという事になるかと思います。この第3章の最後の方になるだろうと思いますけれど。今後みどりの保全・育成を図って行くうえでも、ここに留意事項みたいな形で加える事になるかかと思っています。ただ、どのような文言にするかを考えなければなりませんけれど、入れるとすればこの第3章ではないのでしょうか。</p> <p>会 長： 第1節の景観・自然遺産の部分だけに関わるわけではないですけど、ここに入れるという事でしょうかね。</p> <p>事務局： ただし、第1節の景観・自然遺産の部分には入れる事が出来ませんね。第18条から第22条までは景観・自然遺産の事に関するものですから、この部分には入りませんね。</p> <p>D 委員： ずっと見渡せば、第3章は保護とか指定とかそういう事ばかりで、みどりと関わるのは第5節第29条までないですね。モデル地区の指定とか保護樹とかはありますけれど、「緑化」という言葉が第5節第29条にしか出て来ていないですね。だから緑化プランの策定等に入れるしかないですね。</p> <p>H 委員： 基本理念の中に先程G委員から説明があったように、多様性の豊かなところを壊さない、という事は当然外来種を入れない事なので、そういう観点で言うと先程第7項を削るというお話がありました。理念の中で謳われているので特にここに重複して盛り込む必要はないというお話でしたが、そういう観点から言うと第3章の第19条・第20条はあまり違和感がないような気がしますね。</p> <p>D 委員： 第20条は事業者に関わる事ですからね。</p>
-----------------------	--

<p>会議内容 (質問等)</p>	<p>会 長： 第3章第1節の標題が違うような気がします。</p> <p>H 委員： 多分これで良いと思いますよ。</p> <p>会 長： これで良いのでしょうか。</p> <p>H 委員： 「良好な景観と豊かなみどり」となっていますから。</p> <p>会 長： それは第3章ですね。その下の第1節で「景観・自然遺産等の指定等」となっていますが。「自然遺産等」と入っていますので違うような気がしたのですが。</p> <p>D 委員： そうですね、次が「モデル地区の認定等、その次が眺望ポイントの指定等」、続いて「保護樹の指定等」となって、最後に「景観・緑化プランの策定等」となっていますね。</p> <p>会 長： 「第5節景観・緑化プランの策定等」、という事でここに「緑化」という言葉が入っていますね。</p> <p>D 委員： このプランの中に、そういうような規則のようなものが入って来ると思うのですよ。</p> <p>会 長： そうですね、ここで在来種・外来種に配慮して策定して行かねばならない、と入るのですね。</p> <p>D 委員： ここの文章はちょっと難しいですね。</p> <p>会 長： いくつか言われた中で、作ってみたのですが、先程の説明で行けば、第6条・第7条から始まって第19条・第20条となります。また、知識の普及というお話もあります。それから先程説明のあった第5節等、5つぐらいありますね。</p> <p>G 委員： 第3章は「良好な景観と豊かなみどりの保全・育成」となっていますよね。「育成」という言葉が第1節から第6節まであまり出て来ていないので、ここは思い切って「第7節みどりの育成」を作って、なるべく地元のものを使って緑化を行いましょう、という内容の条文を一つ増やすのはどうですか。</p> <p>I 委員： どこかに盛り込むより、新しく第7節を作った方が早いでしょうか。</p> <p>G 委員： 節ばかり増えて問題があるような気もしますけど。</p> <p>H 委員： 第29条にもう1項目増やして、緑化プランを策定する際には、良好な生態系を壊すような外来種、という書き方をして、在来種を努めて植えるというふうに書くと、すっきりすると思います。プラン策定の際には、こういう事を配慮してやらなければなりません、と書いてこれを第2項とし、「市長は、推進</p>
-----------------------	---

<p>会議内容 (質問等)</p>	<p>会議と連携し、景観・緑化プランの推進を図るために、必要な措置を執らなければなりません」を第3項とするやり方もあると思います。第7節を追加するのも良いけれど、これで収まるような気がしますね。</p> <p>D 委員： 「プラン策定においては」、という書き出しでやれば良いですね。</p> <p>H 委員： 「努めて在来種を使うようにする」というふうにすれば否定にもなりませんし、外来の植物は使わないようになると思います。全部こうしなければなりません、といった同じような条文ばかりですから、こういった書き方も良いと思います。</p> <p>G 委員： 今のH委員のお話ですと、市長に対する責務になりますね。先程のお話では、市・市民・事業者の全てを含めてではなかったかと思います。</p> <p>H 委員： そうですね。第29条は頭が「市長は」ですからね。</p> <p>D 委員： 策定するのは市長ですから、策定においてはという事で条文としては良いのではないのでしょうか。</p> <p>H 委員： 第7節を追加するという事でよろしいのではないのでしょうか。</p> <p>会 長： 第3章に第7節を設ける、という事でよろしいのでしょうか。</p> <p>D 委員： 今日で全部終わるわけではないですよ。先程、市長は今年1年時間をかけてという事を言っておりましたね。</p> <p>会 長： まだ、多少時間がありますね。在来種・外来種の事は第7節という事になりますね。外来種を悪いとは言わないで、在来種を極力使いましょう、という事です。そういう事でご意見がまとまった、という事でよろしいのでしょうか。それでは最後に眺望ゾーンについてですね。10ページ目の「第25条眺望ゾーンにおける行為」についてですが、皆さんいかがでしょうか。</p> <p>H 委員： 「眺望ゾーン」という言葉が3回続きますから、これが表現的に問題となるような気がします。</p> <p>D 委員： 3番目の「眺望ゾーン」という言葉は抜いて、尊重し維持する、と言っても意味は通じるような気がしますね。</p> <p>H 委員： 「眺望ゾーン」という言葉を減らせばすっきりした文章となりますね。変更しようとしているのに、後ろに維持するとなっていますから表面的には変な表現かと思います。影響を与えるような行為をする人は、それを維持しようとしていませんから、後ろに維持すると書いてあるのはおかしいと思います。</p> <p>会 長： 標題を変えればよろしいのでしょうか。</p>
-----------------------	--

<p>会議内容 (質問等)</p>	<p>H 委員： 「眺望ゾーンに影響を与える行為をしてはならない」と書くのであればよろしいのかもしれませんが、影響を与える行為をしても良いけど維持するよう努める、というのは表現的におかしいと思います。</p> <p>会 長： 行為と書いているから、影響を与える行為をしようとする人に対して、言っているのですよね。</p> <p>H 委員： それから、「与える行為をしようとする人」というのはおかしくないですか。行為ですから「する人」ではなくて「する時」で良いのではないのでしょうか。これはやはり表現的におかしいですね。影響を与える行為をするのだから、それは眺望を維持しないという事なので、やはりおかしいですね。</p> <p>D 委員： 人という言葉が出て来るのはおかしいですね。</p> <p>H 委員： 人という言葉は時に直して、何々する時は、と言えば良いと思います。この文脈からすると、「尊重し必要最小限の行為にするよう努めなければならない」という感じがしますね。影響を与える行為をするわけだから、その影響を最小限に抑えるよう表現するしかないと思います。</p> <p>会 長： ここは、眺望ゾーンに影響を与える行為をする人は、その価値を尊重し、となっていますが、本来は逆に眺望ゾーンの価値を尊重し、影響を与える行為をする人はその行為を最小限に止める、というような文言でなければならないという事ですね。</p> <p>I 委員： ですから、第24条でそういう行為が行われる場合は、「審議会の意見を聴かななければならない」とありますが基本的には影響を与える行為ですから、審議会で同意される場合はその影響がとても小さな場合に限られ、すごく大きな影響を与える場合は審議会の同意が得られないはずで。ですから、「必要最小限の影響に止めるようにする」といった文言でないとおかしいですね。</p> <p>D 委員： 今こちらでお話をしていたのですが、行為をしようとする時は何人も眺望ゾーンに、といった表現とすれば、この「何人」という言葉はよく使われるので、何人も眺望ゾーンの価値を尊重し、という文章にすれば良いのでは、とお話していたところです。</p> <p>会 長： 眺望ゾーンに影響を与えてはいけない、守らなければいけない、という事です。第24条はポイントの指定であるから、分けているのです。</p> <p>D 委員： そういう事であれば、眺望ゾーンを維持する、という事で良いような気がしますね。</p> <p>会 長： 標題は「ポイントの指定と行為」になっていますから、要するに眺望ゾーンは守らなければならぬ、という事ですね。</p>
-----------------------	--

<p>会議内容 (質問等)</p>	<p>H 委員： 元来、眺望ポイントを決める時には、ここはとても素晴らしい眺めだから眺望ポイントと定めるという事ですから、それは現在あるものを見て定めるわけだから、それに対して影響を与えるような行為をしたら、眺望ポイントでなくなるという可能性が充分あるわけですよ。それを承知の上で、審議会でそのような行為を行おうとしている人に対してそこが眺望ポイントでなくなるという事を伝えて、その行為を許可するという事ですか。</p> <p>E 委員： 眺望ゾーンにおいて、そのような行為は基本的にやってはいけない、という事ですよ。眺望ゾーンの保護という事ですね。眺望ポイントから望む景観(以下、「眺望ゾーン」といいます。)の価値を尊重し、維持するように努めなければなりません、という表現に変えないといけないと思います。</p> <p>会 長： 標題を「眺望ゾーンの保護」として、今E委員の言われたような表現とした方が良いでしょう。</p> <p>H 委員： 結局、それでもなおかつ個人が自分の所有地の中でこういう事をしたい、と言った時に、審議会在眺望ゾーンではなくなってしまうと言っても、その人がやると言えば拘束は出来ませんから、第25条の標題は眺望ゾーンの維持・保護、といったものとしなければなりませんね。</p> <p>会 長： 維持なのか保護なのか、わかりませんが、逆ですね。そして、価値を尊重し維持するよう努める、としなければならないですね。よろしいでしょうか。</p> <p>G 委員： 主語はいらないのでしょうか。</p> <p>H 委員： 確かに、主語がないですね。</p> <p>会 長： 誰がという事ですね。それは「市民は」となるのではないのでしょうか。市民は眺望ポイントから望む景観の価値を尊重し維持するよう努めなければならない、とすれば簡潔で良いでしょう。</p> <p>E 委員： 市民だけでなく、「市及び事業者」も入れた方が良いでしょう。</p> <p>D 委員： そうですね。事業をする人には登録市民でない人もいますからね。</p> <p>会 長： それまでの条文は、「市長は」、「市民は」、「推進会議は」、と言っていますからね。主語はもっとあっても良いでしょう。</p> <p>F 委員： 「市民は」になると、市民だけみたいな感じを受けますね。</p> <p>会 長： 開発行為を行う人や土地を持っている人はどこかよその住民で、気にしないでやってしまう事もありますね。市民の定義ではこういう人達も含まれていたと思います。</p>
-----------------------	---

	<p>E 委員： 何人もなんですけど、市が「市民・市及び事業者」という言葉を使っているとすれば、それをそのまま持ってきた方がよろしいように思えるのですが。</p> <p>D 委員： その方が良いですね。「市民・市及び事業者」が主語になるべきかと思いません。</p> <p>会 長： 「市民・市及び事業者」を主語とする文章はありましたでしょうか。</p> <p>E 委員： 基本理念の部分にありますね。</p> <p>会 長： 市民・市及び事業者は眺望ポイントから望む景観の価値を尊重し、維持するように努めなければならない、というふうに文言を変えるという事でよろしいでしょうか。先程の在来種・外来種のところは第7節を加えるという事で、次回までに考えて来る、という事でよろしいでしょうか。後は、言葉尻をやわらかくするというお話がありましたね。子供達に分かり易く浸透しやすい、といったお話もありましたね。次回はそこら辺を大きく見て、と思っております。他に何か気になる事はあるでしょうか。</p> <p>E 委員： 条例の名称については、どうされるのでしょうか。</p> <p>会 長： そうですね。いつまでも（仮称）のままにはおけませんね。内容が固まってきましたので、それに合った名称という事ですね。</p> <p>D 委員： ちょっと細かいのですが、脱字に関してですが、7ページ目の第17条第3項の後ろの方ですが、「関する事項ついて」とありますが、「に」が抜けていて「関する事項について」ではないのでしょうか。それから9ページ目の第22条の1行目なのですが、「届出した人に対し」とありますが、これを「届出をした人に対し」というふうにして「を」を入れたらおかしいでしょうか。実は第21条に「市長は、届出をした人に対して」とあり、そこでは「を」を使っているのですよ。後に付くといらぬのかなとも思いましたが、そここのところがちょっと気になりました。それからもう1箇所あるのですが、11ページ目の第27条第3項にも「届出した人に対し」とありますが、これも「を」が入った方が良いでしょうと思います。どうでしょうかね。次回きちんとしたものが出て来るのであれば、どちらが正しいのか分かりませんが、考えておいた方が良いでしょうと思います。</p> <p>会 長： 次回までに調べて訂正をしておきます。</p> <p>D 委員： もう一つよろしいでしょうか。11ページ目の第30条（廃屋等の管理の要請）についてですが、条文の中には「管理」という言葉が出て来ていないのですが、多分「整備・改善等の措置」が「管理」という意味でしょうが、条文の中で代替する言葉があるから良いとも思ったのですが。これはただ疑問に感じた事ですので、なくても意味は通じるのですが。標題にしか「管理」という言葉がなくて気になったのですが。</p>
--	---

	<p>会 長： 確かに条文の中には「管理」という言葉がありませんね。</p> <p>G 委員： 「管理」を具体的に「整備・改善等」という言葉で表しているのです、このままで良いような気はしますが。</p> <p>D 委員： きっとそのような答えになると思っていました。</p> <p>会 長： 他に何か気が付いた事はないでしょうか。それでは、今日は在来種の部分を直して頂く事と、今までお話した内容を議事録にして皆様にお送りする事と、条例の名称を次回話し合う、という事でよろしいでしょうか。事務局の方から何かありますか。よろしいでしょうか。次回の会議については、追ってご案内いたします。皆さんご苦労さまでした。これで本日の会議を終了します。</p>
--	--